

# 第3次周南市地産地消促進計画

人・食・地域経済を支える地産地消の推進

令和2（2020）年3月

# 目 次

I	地産地消促進計画の策定にあたって	
1.	趣旨	1
2.	位置付け	1
3.	計画の期間	2
4.	前計画の達成度	3
II	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	5
2.	基本目標	6
3.	施策の体系	7
III	地産地消の促進に向けた取組	
	安全・安心な農林水産物の安定的供給	8
	(1)担い手の育成・確保	
	(2)産地の育成・強化	
	(3)農地の有効活用	
	(4)安全・安心の確保	
	地域ブランドの推進	11
	(1)地域製品のブランド化	
	(2)6次産業化の促進	
	流通の仕組みづくりと販路の確保	12
	(1)消費者ニーズに対応した販売・流通体制の構築	
	(2)地産外商の推進	
	(3)学校給食等への地場産物の使用拡大	
	生産者と消費者の相互理解の促進	14
	(1)農林水産業とふれあう場の創出	
	(2)地産地消の普及・啓発の推進	
	(3)食を通じた地産地消の取組	
IV	計画の推進体制	
	計画の推進体制	16
	《資料編》	
	周南市地産地消推進協議会 構成団体	17
	用語解説	18

※本文中、番号)の記載があるものについて説明

# I 地産地消促進計画の策定にあたって

## 1. 趣旨

本市は、瀬戸内海沿岸から中国山地にまで広がる豊かな自然、豊富な水流、肥沃な土壌を持つ恵まれた環境に立地しており、水稲、野菜、果樹、魚介類など多彩な農林水産物が生産され、新鮮な食材を味わうことができます。

近年、生産者の販売方法の多様化や消費者の食に対する安全・安心志向の高まりが進む中、地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結び付ける「地産地消」の取組みがあらためて注目されています。

こうした中、国においては、平成22（2010）年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律<sup>1)</sup>」（以下「六次産業化・地産地消法」という。）が公布され、農林水産物等の付加価値向上や利用促進のための取組みを進めています。

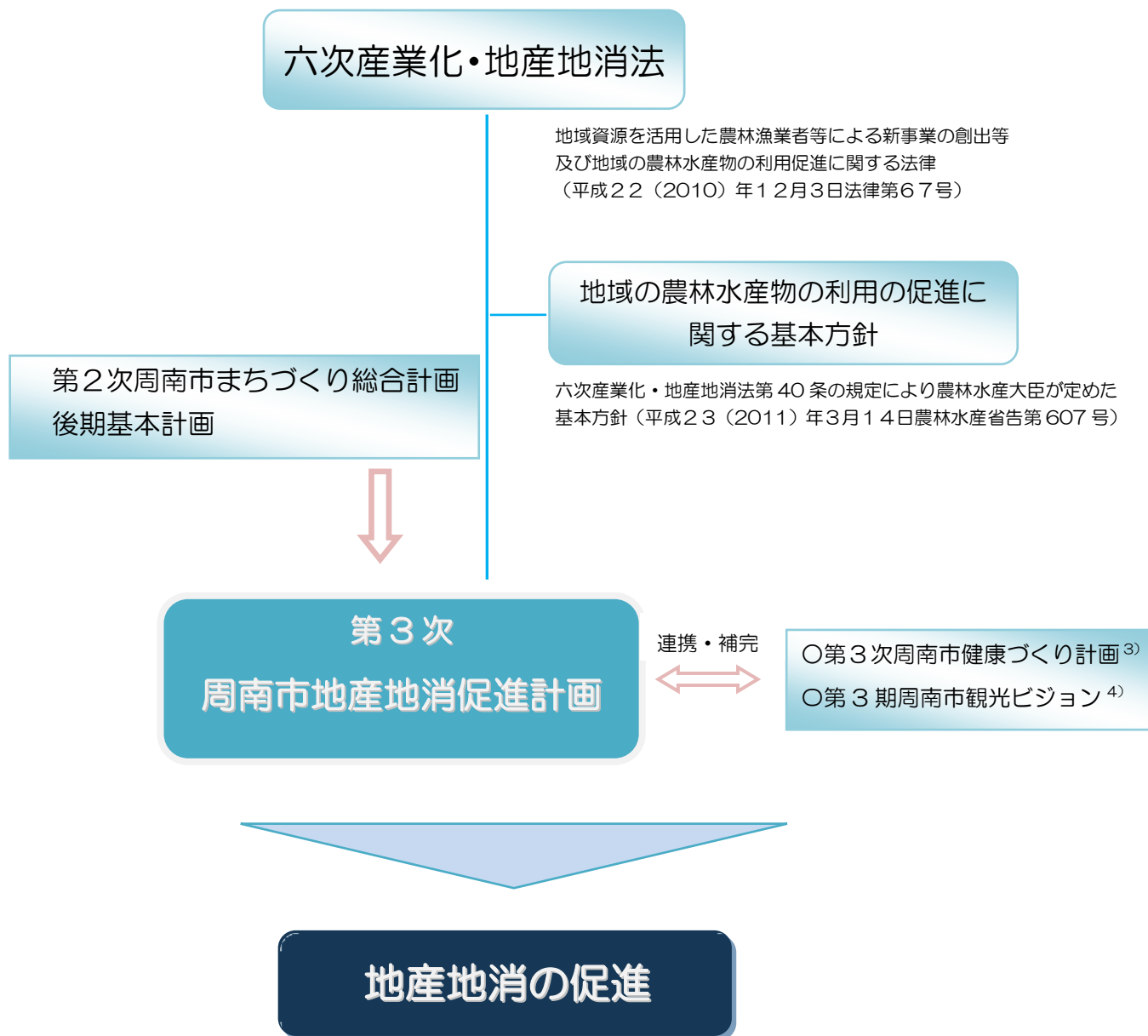
本市では、「六次産業化・地産地消法」に基づき、「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」（以下「地産地消促進計画」という。）を策定し、生産者、流通・販売業者、消費者及び関係機関・団体等が地産地消の取組みを協働して進めているところです。このたび、平成28（2016）年3月に策定した「第2次周南市地産地消促進計画」（以下「前計画」という。）が令和2（2020）年3月をもって計画期間を終えることから、さらに地産地消を進めるための行動指針として、「第3次周南市地産地消促進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

## 2. 位置付け

本計画は、本市における地産地消のありたい姿を示すとともに、その実現に向けて必要な施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、六次産業化・地産地消法第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけるものです。

なお、本計画は、「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画<sup>2)</sup>」（令和2（2020）年3月策定）に基づく個別計画として、各計画と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図るものとしします。

## ○計画策定の根拠



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画」の計画期間に合わせることにし、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

ただし、必要に応じて内容等の見直しを行います。

## 4. 前計画の達成度

以下の表は、「前計画」における指標項目について、現状をまとめたものです。

基本目標	基本施策	指標項目	前計画 作成時の 現状値 (平成26年度/ 2014年度)	目標値 (令和元年度/ 2019年度)	現状値 (平成30年度/ 2018年度)
安全・安心な 農林水産物の 供給	(1)担い手の育成・確保	認定就農者数 (市が認定した新規就農者数)	12人	17人	36人
		女性グループ等法人化数	1法人	5法人	2法人
	(2)産地の育成強化	しゅうなんブランド認定数	68品	100品	107品
	(5)6次産業化の推進	総合化事業計画認定数	2件	5件	3件
地域内流通の 仕組みづくり	(2)学校給食への地場産 農林水産物の使用拡大	学校給食における市内産の 食材使用割合※食品数ベース ( )内は県内産割合	22% (57%)	30% (60%)	19.4% (67%)
生産者と消費者 の相互理解の 促進	(2)地産地消の普及・ 啓発の推進	地産地消推進店認定数	56店舗	100店舗	79店舗

認定新規就農者におきましては、技術研修や農地・住居の確保などを支援する「新規就農者パッケージ支援制度」を利用した若者による、トマト・わさびの複合経営が開始されたこともあり、増加傾向にあります。また、地域資源の発掘を積極的に行い「しゅうなんブランド<sup>5)</sup>」認定数についても目標値を達成しております。

一方、目標達成が厳しい見込みとなる項目のうち、女性グループ等法人化数については、法人化を推し進めるリーダーの不在や後継者問題などにより横ばいとなっております。各団体が抱える問題解決へ向け、県などと連携して法人化に向けた支援を継続しております。

国の事業である「総合化事業<sup>6)</sup>計画」の認定数は、前計画策定時から1件増加したものの、長期的な事業計画が必要であり、また事業規模も大きいものであることから、認定までのハードルが高く、期間内の目標達成の見込みは難しいと思われます。本市では小規模な事業を支援するため、県など関係機関と連携して6

次産業化を進めており、情報の提供や県の補助制度に上乗せ補助を行うなど、地場産農林水産物を加工した新商品の開発に対し支援をしております。

学校給食における食材使用割合においては、県内産は目標値を達成したものの、市内産は近年減少傾向にあります。教育の場において、地場産農林水産物は、食育や地域の自然、産業への理解を深めるための教材として活用できるものであることから、学校給食における使用割合を高めることを目指しております。

地産地消推進店<sup>7)</sup>の認定におきましても目標値に達していないため、引き続き地場産品を積極的に取扱う市内店舗の認定を進めるとともに、地産地消推進店の協力を得ながら、市民及び市外からの来訪者に地産地消をPRする取り組みを行っていきます。

## Ⅱ 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 人・食・地域経済を支える地産地消の推進

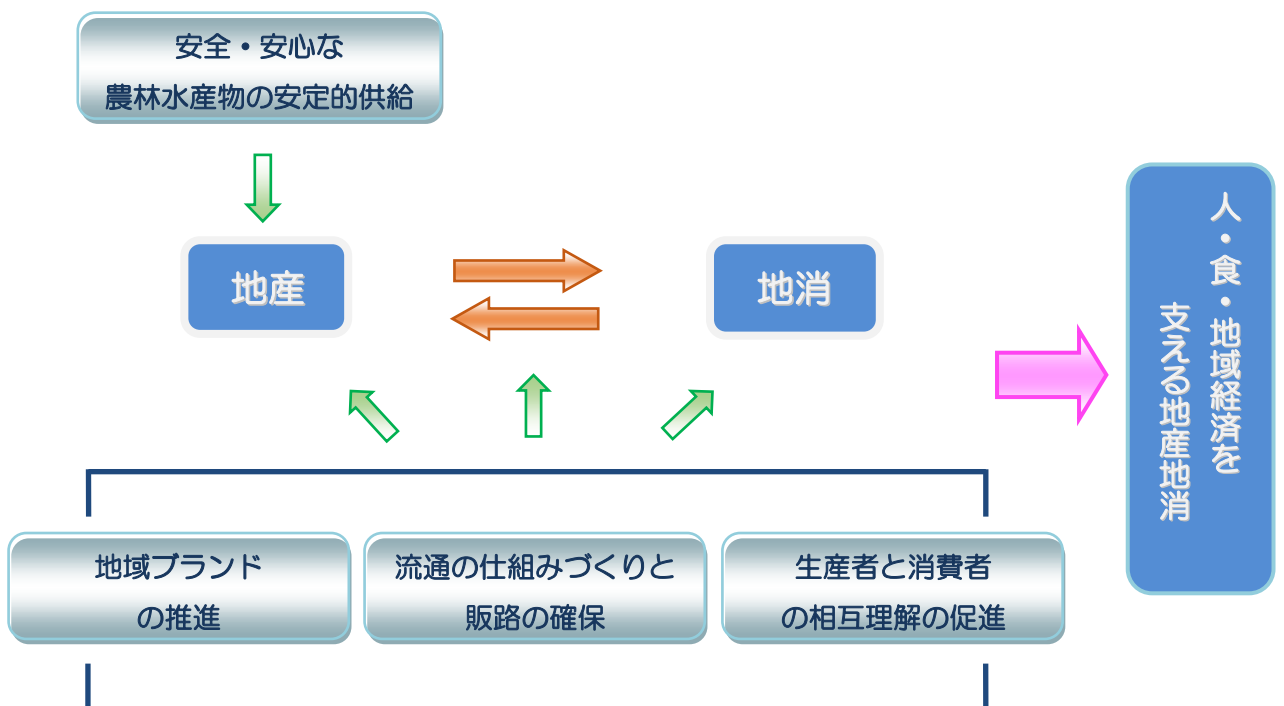
近年、農林水産物を取り巻く環境は、多様化する食生活や消費者ニーズ、食品流通の広域化などにより大きく変化しています。消費者にとっては自らが消費する農林水産物に関する情報や生産者との交流の機会が不足している一方で、生産者にとっては自らが生産する農林水産物に対する消費者の評価や関心を得にくいなど、消費者と生産者との関係は希薄になっています。

このような中、生産者と消費者を結び付ける「地産地消」の取組みは、第一次産業への理解や地場産農林水産物の生産と消費の拡大、持続可能な農林水産業の構築、生産者の所得向上など多面的な効果が期待できるものとして注目されてきました。今後はさらに、地域で生産された農林水産物及び6次産業化や農商工連携により生まれた地域産品のブランド化を通じて、地域全体の魅力創出や地域経済の活性化など幅広い効果も期待されています。

そこで、本計画では、基本理念に「人・食・地域経済を支える地産地消の推進」を掲げ、以下の基本目標に基づいて計画的に取り組めます。

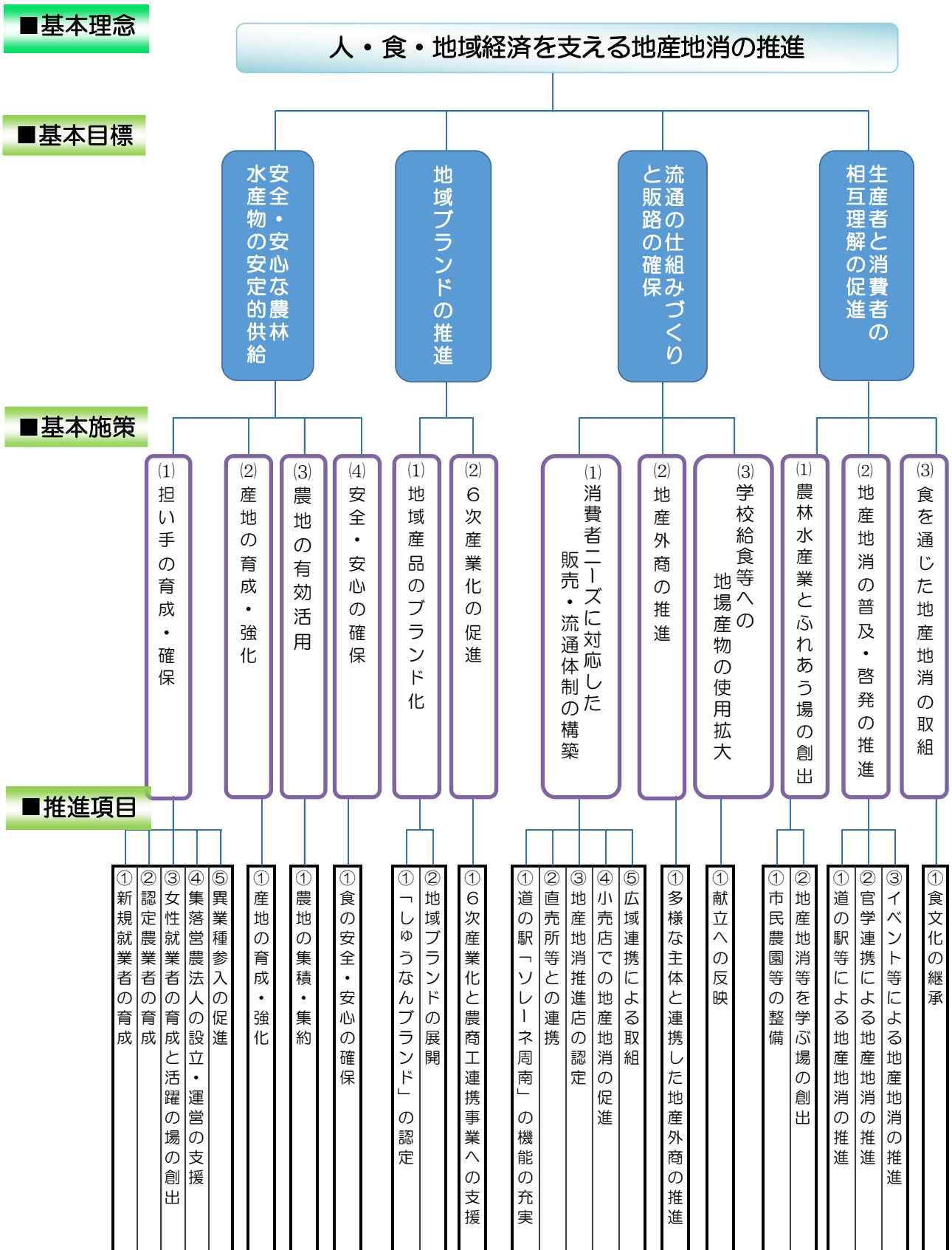
## 2. 基本目標

- 安全・安心な農林水産物の安定的供給
- 地域ブランドの推進
- 流通の仕組みづくりと販路の確保
- 生産者と消費者の相互理解の促進





### 3. 施策の体系



# Ⅲ 地産地消の促進に向けた取組

## ■基本目標

### 安全・安心な農林水産物の安定的供給

#### 1. 現状と課題

農林漁業者の減少や高齢化が進むなか、次代の担い手を育成・確保することが重要と考え、新規就業者の育成、集落営農法人<sup>8)</sup>の支援、異業種参入の促進などに取組みました。引き続き、就業後の経営の安定や拡大に向けた支援が求められています。

#### 2. 目指す方向

次代の農林水産業を担う多様な後継者を育成し、産業として魅力ある農林水産業を構築することで、就業者が誇りとやりがいをもてる環境をつくり、活力のある地域づくりを推進します。

### 基本施策(1) 担い手の育成・確保

#### ①新規就業者の育成

- 本市で新たに農林水産業への就業を希望する若者に対し、「技術研修」「機械・施設整備」「住居の確保」等のパッケージなどで支援します。
- 定年帰農者、非農家出身の新規就農者などの多様な担い手を地域農業の重要な構成員として位置づけ、就農相談窓口の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、やまぐち就農支援塾<sup>9)</sup>など、就農目的に応じた農業研修制度の充実を図り、新規就農者が栽培技術等を早期に習得できるよう支援します。
- 関係機関と連携し、新規就農者の農地確保のために農地中間管理事業<sup>10)</sup>を積極的に活用するとともに、経営の早期安定化を図られるよう支援します。

#### 《数値目標》

	平成 30 (2018) 年度実績		令和 6 (2024) 年度目標
認定新規就農者数 <sup>*</sup>	24 人	⇒	36 人

	平成 30 (2018) 年度実績		令和 6 (2024) 年度目標
新規林業就業者数	6 人	⇒	10 人

	平成 30 (2018) 年度実績		令和 6 (2024) 年度目標
新規漁業就業者数	7 人	⇒	15 人

※認定新規就農者数：平成 26 (2014) 年度からの新たな制度（認定新規就農者制度）に基づく数値です。実績値および目標値に平成 26 (2014) 年度以前の認定就農者の人数は含まれておりません。

## ②認定農業者<sup>11)</sup>の育成

●周南市担い手育成総合支援協議会<sup>12)</sup>を通じて、農業経営改善計画<sup>13)</sup>の作成支援や営農相談、技術指導、経営管理能力向上のための研修会、各種情報の提供を行います。

## ③女性就業者の育成と活躍の場の創出

●女性就業者の能力を十分に発揮できる環境づくりとして、家族経営協定<sup>14)</sup>の締結や認定農業者の共同申請を促進するとともに、各種協議会等の委員への登用に向けた啓発を行います。

●周南地域農山漁村女性連携会議<sup>15)</sup>などを通じて、各種情報の提供、研修会の開催や情報交換の場の創出などの取組みを行い、女性の経営参画や、農林水産加工品の製造・販売活動を支援します。

### 《数値目標》

	平成 30 (2018) 年度実績		令和 6 (2024) 年度目標
女性グループ等法人化数	2 法人	⇒	6 法人

## ④集落営農法人の設立・運営の支援

●集落営農法人は、効率的かつ安定的な農業経営に加え、農地や環境保全、農村の集落機能の維持・充実への貢献も期待できることから、農業・農村の有力な担い手として位置づけ、その設立を推進します。

●集落営農法人の経営の安定化を図るため、関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営能力を高めるための研修の場の設定、融資資金の相談などの支援を行います。

### 《数値目標》

	平成 30 (2018) 年度実績		令和 6 (2024) 年度目標
集落営農法人就業者数	30 人	⇒	37 人

## ⑤異業種参入の促進

- これまでの担い手の育成・確保対策に加えて、企業による新たな参入を促進することで、企業が有する優れた経営能力や資本力、技術力を活用した加工、販路開拓など新たなビジネスモデルの確立を目指します。

## 基本施策(2) 産地の育成・強化

### ①産地の育成・強化

- 経営所得安定対策を活用しながら、産地リレー化により周年出荷体制が構築された「トマト」や、超促成栽培<sup>16)</sup>技術が確立された「わさび」など、産地特定品目に指定された作物の作付けを推進するとともに、担い手を核とした産地づくりを推進します。
- 資源管理型漁業<sup>17)</sup>の促進や稚魚の放流により、「つくり育てる漁業」の推進を図ります。



【鹿野わさび】

## 基本施策(3) 農地の有効活用

### ①農地の集積・集約

- 農地中間管理機構を活用し、農地を貸したい農家から農業経営の拡大を進める担い手への利用集積・集約化を図ります。
- 農業委員会及び農地利用最適化推進委員と連携して「人・農地プラン<sup>18)</sup>」の実質化に取組み、中心経営体への農地集約化を推進します。

## 基本施策(4) 安全・安心の確保

### ①食の安全・安心の確保

- 生産者を対象に、JAS法<sup>19)</sup>や農薬取締法<sup>20)</sup>などに関する制度を周知するとともに、化学肥料・農薬の低減や農薬飛散を防止する技術指導を行うことにより、食の安全・安心のための適切な栽培や出荷を推進します。
- 循環型農業<sup>21)</sup>を実践するエコファーマー<sup>22)</sup>の認定や環境保全型農業<sup>23)</sup>の促進、国際水準GAP<sup>24)</sup>等の導入に向けた取組みを推進します。
- 食の安全・安心に対する生産者の取組みや食品表示制度<sup>25)</sup>など、食への信頼確保へ向けて、パンフレットやホームページの作成などを通じて、消費者に情報発信します。

## ■基本目標

# 地域ブランドの推進

### 1. 現状と課題

平成30(2018)年度末時点で累計107品の地域産品を「しゅうなんブランド」に認定し、パンフレットの配布やイベントへの出展等を通じて、「しゅうなんブランド」のPRを行ってきましたが、認知度は総じて低い状況にあります。地域産品に地域そのものの魅力をのせて付加価値を高め、ブランド力を向上することが求められています。

### 2. 目指す方向

農林水産物・加工食品等のそれぞれの分野において、市内外における知名度の獲得を目指し、地域産品のブランド力を高めるとともに、地域全体のブランド化にも繋がる取組みを推進します。

## 基本施策(1) 地域産品のブランド化

### ①「しゅうなんブランド」の認定

●商品の付加価値や認知度を高め、売れるものづくりへ向けての支援を通して産業振興や地域経済の活性化を目指すため、本市の資源・特性を活かし個性と魅力を持った地域産品を「しゅうなんブランド」として認定します。



【ロゴマーク】

### ②地域ブランドの展開

- 地域産品に込められた生産者の思いやこだわりに加え、自然・歴史・風土・文化等その地域が持つ魅力をPRします。
- 関係団体と連携し、「周南市の地酒で乾杯を推進する条例<sup>26)</sup>」への取組みを支援します。
- ふるさと納税制度を通じて、地域産品のPRを図ります。
- 農泊<sup>27)</sup>事業や、地域資源を活用した農家レストランや農家民宿の経営など、都市と農村の交流を推進する新たなビジネスモデルに向けた取組みを支援します。

## 基本施策(2) 6次産業化の促進

### ① 6次産業化<sup>28)</sup>と農商工連携<sup>29)</sup>事業への支援

- 農林漁業者自らが生産から新たな商品の加工・販売まで一体的に取り組む、6次産業化を支援します。
- 地域の農林漁業者と商工業者が連携し、お互いの強みを活かした新たな商品の開発や販路拡大に向けての取組みを支援します。

#### 《数値目標》

	平成 30 (2018) 年度実績		令和 6 (2024) 年度目標
総合化事業計画認定件数	3 件	⇒	4 件
6次産業化チャレンジ 支援事業支援件数	6 件	⇒	11 件

## ■ 基本目標

### 流通の仕組みづくりと販路の確保

#### 1. 現状と課題

生産者が安心して出荷できるよう、道の駅「ソレーネ周南」では民間事業者との連携及び独自の流通システムを構築しました。これからは、各地域の直売所や関係機関などと連携して流通システムの充実を図るとともに、地域製品の消費に繋がる新たな販路を開拓することが必要です。

#### 2. 目指す方向

流通・販売システムを充実させるとともに、消費の拡大へ向けた生産・販売情報の提供並びに地産外商や学校給食への供給などを通して、地場産農林水産物をはじめとする地域製品の利用促進を図ります。

## 基本施策(1) 消費者ニーズに対応した販売・流通体制の構築

### ① 道の駅「ソレーネ周南」の機能の充実

●道の駅「ソレーネ周南」を地産地消の推進拠点と位置付け、情報発信や催事などを関係団体等と連携して行うことで、市内全体を対象にした地産地消を目指します。

●地域情報等の発信を通じ、産業の振興及び地域の活性化を図ります。

●各産地と連携した新商品開発を進め、「ソレーネ周南」ブランドとして売込みを図ります。



【道の駅「ソレーネ周南」】

②直売所等との連携

●道の駅「ソレーネ周南」を中心に、直売所等との連携を図ります。

●生産者に対する指定品目の種苗購入費への支援や農薬の使用研修の開催などを通じ、安全・安心な生産物の安定供給を図ります。

③地産地消推進店の認定

●市内産農林水産物を積極的に取扱う店舗等を「周南市地産地消推進店」に認定し、PR活動による利用促進を通して、農林水産物の消費拡大を図ります。



【ロゴマーク】

《数値目標》

	平成 30 (2018) 年度実績		令和 6 (2024) 年度目標
地産地消推進店認定数	79 店舗	⇒	100 店舗

④小売店での地産地消の促進

●販売・流通関係団体等と連携し、量販店等での市内産農林水産物の取扱い促進を働きかけます。

⑤広域連携による取組

●新たな販路開拓や利用促進を図るため、県及び近隣市町との広域連携を活用し、積極的な情報交換や集客力のあるイベントを通じて、広く県内外に情報発信を行います。

## 基本施策(2) 地産外商の推進

①多様な主体と連携した地産外商<sup>30)</sup>の推進

●販路開拓を促進するため、「しゅうなんブランド 極<sup>31)</sup> (きわみ)」を中心に、関係機関及び生産者と連携し、都市部で開催される商談会等で売込みの強化を図ります。

### 基本施策(3) 学校給食等への地場産物の使用拡大

#### ①献立への反映

●関係機関と連携し、地場産農林水産物の使用促進を働きかけます。

#### 《数値目標》

	平成 30 (2018) 年度実績		令和 6 (2024) 年度目標
学校給食における	19.4%	⇒	30%
市内産食材使用割合 (食品数ベース)			

## ■基本目標

### 生産者と消費者の相互理解の促進

#### 1. 現状と課題

近年、都市化や社会生活の変化などにより、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、両者が交流を図る機会が減っています。

これまで、親子農業体験や料理教室など地産地消をテーマに様々な啓発活動を行いました。引き続き、市民参加型・体験型の活動を推進し、生産者と消費者の結びつきを強め、更なる相互理解を図ることが必要です。

#### 2. 目指す方向

農山村地域の活性化や、本市が誇る豊かな自然の保全を図るため、グリーン・ツーリズム<sup>32)</sup>など都市住民が農林水産業や農山漁村とふれあう場を創出するとともに、直売所や道の駅「ソレーネ周南」を活用したイベントを開催するなど、生産者と消費者との交流の場を創出し、両者間の相互理解を促進します。

また、関係機関と連携して、旬の農林水産物や地域の特産物の紹介、さらに、これらを取り入れた食生活や、郷土料理などその土地で愛されている食文化を継承するための普及啓発を行います。



## **基本施策(1) 農林水産業とふれあう場の創出**

### ①市民農園<sup>33)</sup>等の整備

- 市民が農業や農村にふれあえる場として、市民農園を設置するとともに、学校農園や福祉農園<sup>34)</sup>、教育ファーム<sup>35)</sup>など農業体験への取組みを支援します。

### ②地産地消等を学ぶ場の創出

- 農業体験や料理教室等を通じて、農林水産業や地産地消を学ぶ取組みを支援します。

## **基本施策(2) 地産地消の普及・啓発の推進**

### ①道の駅等による地産地消の推進

- 道の駅「ソレーネ周南」や直売所では、産地の醍醐味を活かした地域の農林水産物及びその加工品の利用促進を図ります。

### ②官学連携による地産地消の推進

- 農林水産業の振興、並びに食を通じた教育や食文化などにおいて、積極的に官学連携を進め、地産地消の普及・啓発を図ります。

### ③イベント等による地産地消の推進

- 各種イベント等において、地産地消や「しゅうなんブランド」をはじめとする地場産農林水産物等の普及・啓発を推進します。

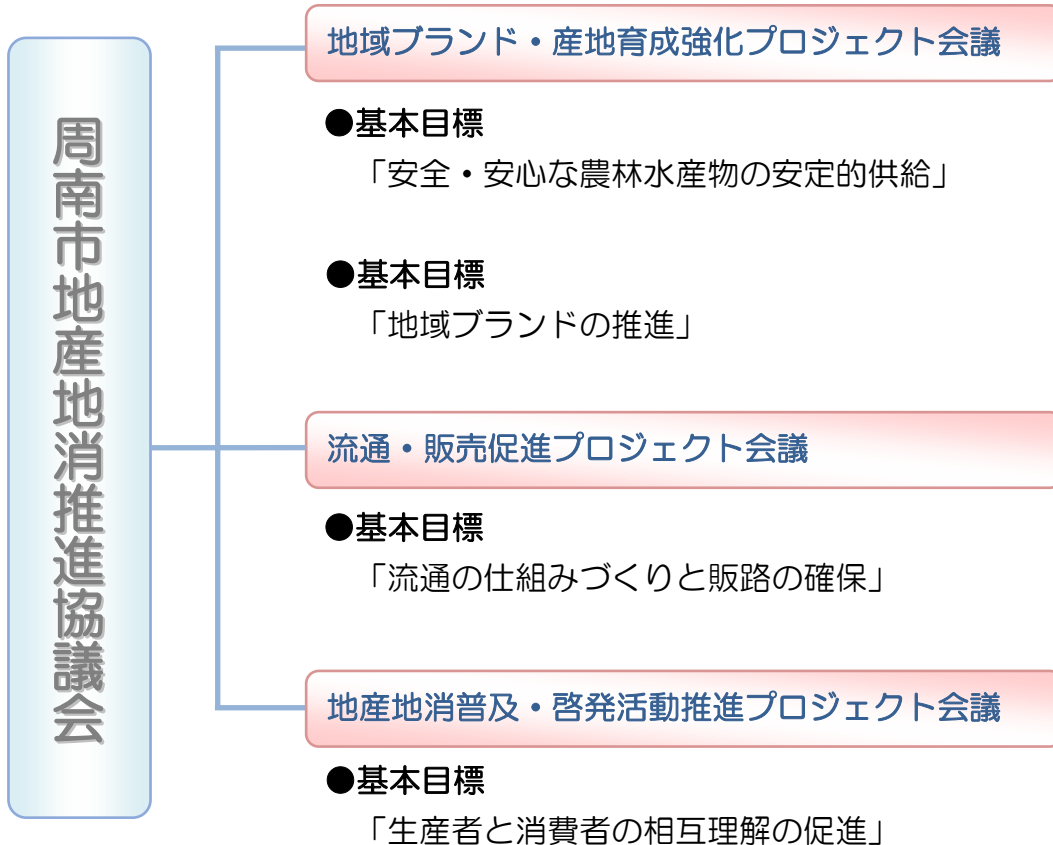
## **基本施策(3) 食を通じた地産地消の取組**

### ①食文化の継承

- 郷土料理や行事食を次の世代へ継承する取組みを支援します。
- 食をテーマとしたイベントを関係団体と協働で開催し、地場産農林水産物の普及・啓発を図ります。

## Ⅳ 計画の推進体制

●周南市地産地消推進協議会<sup>36)</sup>は、3つの専門部会で構成され、各々の部会において、基本目標の達成に向けた取組みを推進します。



## 《資料編》

### ■周南市地産地消推進協議会 構成団体

	団 体 名
農業団体	山口県農業協同組合 周南統括本部
	周南地域集落営農法人等連絡協議会
畜産団体	周南市畜産振興協議会
漁業団体	山口県漁業協同組合 周南統括支店
消費者代表	周南消費者協会
販売・流通関係	※1(株)丸久
	※2(株)イズミ ゆめタウン徳山
	※3 マックスバリュ西日本(株)
	周南料飲組合
	周南西料飲組合
	道の駅ソレーネ周南（指定管理者）
商工関係	（公財）周南地域地場産業振興センター
観光関係	（一財）周南観光コンベンション協会
その他	学識経験者
	一般公募
行 政	山口県周南農林水産事務所
	周南市地域振興部 観光交流課
	周南市経済産業部 商工振興課
	周南市経済産業部 水産課
	周南市教育委員会教育部 学校給食課

※1：地域活性化包括連携協定（平成 25（2013）年 11 月 12 日）による

※2：地域活性化包括連携協定（平成 28（2016）年 9 月 30 日）による

※3：オール山口 Jリーグで地方創生、まちづくりパートナーシップ包括連携に関する協定（平成 29（2017）年 5 月 13 日）による

## ■用語解説

### 1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

6次産業化及び地産地消に関する法律で「六次産業化・地産地消法」と略される。6次産業化とは、地域資源を活用し、1次産業（農林漁業）と2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組み。この法律の第41条で、都道府県及び市町村が、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（地産地消促進計画）を定めるよう努めることと規定されている。

### 2) 第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画

「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」の基本構想で掲げた将来の都市像の実現に向けて、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進するため、総合計画の後期5年間に於ける、政策分野ごとの施策の基本方針と戦略的な取組を示す市の最上位計画。

### 3) 第3次周南市健康づくり計画

これまでそれぞれ策定していた「健康づくり計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を一体的にまとめた、令和2（2020）年度～11（2029）年度までの10ヵ年計画。

### 4) 第3期周南市観光ビジョン

観光分野における効果的なまちづくりに向けて、体系的・総合的に整理した、令和2（2020）年度～6（2024）年度までの5ヵ年計画。

### 5) しゅうなんブランド

本市の資源・特性を活かし「周南市ならではの」「周南市らしさ」「周南市の良さ」といった個性と魅力を持った地場産品で、市の認定を受けたもの。

### 6) 総合化事業

農林漁業者等が、農林漁業経営の改善を図ることを目的とし、農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高めることを目指したもの。自らの生産に係る農林水産物等を原料とした新商品開発や、そのための施設の改良等の事業を行う。その事業活動の計画を「総合化事業計画」（六次産業化・地産地消法第5条）という。

### 7) 地産地消推進店

市内で生産された農林水産物などを積極的に販売・活用する市内の飲食店・小売店・直売所・宿泊施設・食品加工所等で、市の認定を受けたもの。

### 8) 集落営農法人

1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し（集落ぐるみ）、度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や、農業経営の効率化を行うために設立された農業生産法人。

#### 9) やまぐち就農支援塾

本格的に農業を始めようとする社会人を対象に、県立農業大学校（県農林総合技術センター農業担い手支援部）で実施する、就農を支援するための研修。

#### 10) 農地中間管理事業

農地中間管理機構が、経営規模を縮小する農家から農地を借り受け、経営規模を拡大し経営の効率化を進める経営体に貸し付けるなど、農地の集積・集約化を進める事業。

#### 11) 認定農業者

農業者が自ら効率的な農業経営改善計画を作成し、その計画が、市が設定した目標とすべき水準（基本構想）に照らして達成される見込みが確実で、農用地の効率かつ総合的な利用を図るために適切であると、市から認定を受けた農業者。

#### 12) 周南市担い手育成総合支援協議会

担い手の経営改善支援に取り組むとともに、認定農業者の認定を行い、必要な支援を提供することを目的として、県、市、山口県農業協同組合等で構成された組織。

#### 13) 農業経営改善計画

農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置が記載された、認定農業者になるために農業者が市町村に提出する計画。

#### 14) 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、農業経営の労働時間、報酬、休暇等について家族間で取り決めを行い、意欲とやりがいを持って家族農業経営に参画することを目的に締結するもの。

#### 15) 周南地域農山漁村女性連携会議

農林漁業生産、農林漁家生活の運営及び地域社会の維持に大きな役割を果たしている農山漁村女性の社会参画の促進と地位の向上を図るための活動をするを目的として、農林水産業の女性団体等で構成された組織。

#### 16) 超促成栽培

野菜及び花などをビニールハウスなどの施設を用いて露地栽培よりも早く収穫する栽培方法。

#### 17) 資源管理型漁業

地域や魚種ごとの資源状態に応じ資源管理を行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの軽減などを図ることにより、将来にわたって漁業経営の安定・発展を目指す漁業。

#### 18) 人・農地プラン

地域農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の解消など「人と農地の問題」の解決を図ることを目的とし、農業者が話し合いに基づき、地域農業の中心経営体、地域農業の将来のあり方などを明確化したもの。

## 19) JAS法

正式名は「日本農林規格等に関する法律」（昭和25（1950）年5月11日法律第175号）。農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とした法律。

## 20) 農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と国民の健康保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とした法律。

## 21) 循環型農業

地域で発生する有機質資源の堆肥や飼料などへの循環利用や農業用資材の循環利用など、化学肥料や化学農薬の使用量を低減した安全で質の高い農産物の安定生産及び環境への負荷低減を図る農業。

## 22) エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11（1999）年7月28日法律第110号（持続農業法））第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を知事に提出して、適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。堆肥による土づくりと、化学肥料等の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する農業者である。

## 23) 環境保全型農業

自然生態系本来の力を利用した土づくり等を通じて、農薬や化学肥料の低減により、環境に配慮した持続的な農業。

## 24) 国際水準GAP

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の頭文字をとったもので、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みのこと。国際水準GAPには、ASIAGAP、GLOBALGAP等がある。

## 25) 食品表示制度

食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するための、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度。

## 26) 周南市の地酒で乾杯を推進する条例

本市の地酒による乾杯を推進することにより、伝統文化への理解を深め、郷土愛の醸成を図るとともに、地元食材や関連事業の持続的発展に寄与することを目的とした条例。（令和元（2019）年9月25日施行）

## 27) 農泊

日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行のこと。

## 28) 6次産業化

地域資源を活用し、1次産業（農林漁業）と2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組み。

## 29) 農商工連携

地域資源を有効活用するため、農林漁業者と商工業者等がお互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大等のため連携する取組み。

## 30) 地産外商

市内産品を市外に積極的に売り込む取組み。

## 31) しゅうなんブランド 極（きわみ）

「しゅうなんブランド」全般の底上げを図るため、市民参加による総選挙で選ばれた、しゅうなんブランド認定品のリーダー的な商品に与えられた称号。平成31（2019）年3月、鹿野高原豚が「しゅうなんブランド 極」に認定された。

## 32) グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。

## 33) 市民農園

サラリーマン家庭や都市の住民のレクリエーションや高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家以外の人々が小面積の農地を利用して自家用の野菜や花を育てるための農園。

## 34) 福祉農園

医療法人、社会福祉法人等がその業務の用に供する農園。

## 35) 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、作物等を育てるところから食べるところまで、一連の体験の機会を提供する取組み。

## 36) 周南市地産地消推進協議会

本市の地域特性を最大限に活かした旬と彩りにあふれる農林水産物の生産振興を図るとともに、生産者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普及及び地域の活性化を目的とするために設置された協議会。